

## 国有林林道施設点検管理業務仕様書

### 1. 目的

本業務は、国有林林道において、交通安全確保の視点に立った林道施設の状況、交通安全施設の整備状況等に関する調査・点検を行い、林道交通安全対策に万全を期することを目的とする。

### 2. 一般事項

本業務は、林道を構成する路体（橋梁・擁壁等の構造物を含む）、排水施設、法面、標識類等について総合的に点検を行うことを基本とする。

点検は目視以外に、構造物等の異常、破損等状況の有無を把握するために、必要に応じて点検ハンマー、ノギス、スラントルール、リボンロッド、ポール等の点検器具を使用するなどし、点検結果をより具体的に取りまとめられるよう点検すると共に、点検した内容を林道等調査・点検野帳（様式7）により取りまとめ、点検結果の分析及び対応策、技術的提案の検討結果等について報告を行う。

また、記録写真にはテープ表示し、詳細部は写真を拡大するなどわかりやすくすること。

本業務は、別添1「国有林林道施設点検管理業務 内訳書」及び本仕様書に基づき実施するものとし、内訳書及び本仕様書に該当する事項について森林管理局及び各森林管理（支）署と各々十分に打ち合わせを行うものとする。

### 3. 点検調査内容等

#### （1）調査対象路線

調査対象路線は、別添2「国有林林道施設点検管理業務 対象路線」によるものとする。

#### （2）施設点検調査

##### ①路面、路体の状況

降水及び浸透水等により、陥没、流出、崩壊や風倒木等の発生している箇所がないか、また、それらが発生する恐れがないかについて調査する。

##### ②法面の浮石、崩壊等の状況

降水及び浸透水等により、法面に浮石や崩壊が発生していないか、また、発生する恐れがないか調査する。

##### ③橋梁のコンクリートや鋼材の劣化状況

橋台等にクラック、劣化、破損等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか対象路線内の全ての橋梁について調査する。なお、調査結果の詳細については、橋梁点検調査表（様式9）に記載すること。

##### ④擁壁の安定状況等及び法面保護工（落石防止網等）機能の発現等の状況

亀裂、劣化、転倒、網の損傷等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか調査する。

##### ⑤溝渠・暗渠の管及び吞口、吐口の状況

流下した土砂、立木、枝条等により閉塞及び損傷の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか対象路線内の全ての溝渠・暗渠について調査する。なお、調査結果の詳細については溝渠点検調査票（様式8）に記載すること。

##### ⑥安全施設、安全標識の設置等の状況

視界不良の原因となる草本類、カーブミラーの損傷や傾きなどの箇所はないか、また、発生する恐れがないか調査する。併せて、視界確保及び安全走行上必要な施設を調査する。

### (3) 対策の検討

調査結果を取りまとめ、林道交通安全の観点から、林道施設の維持管理及び安全施設の整備等について、当面必要な対策及び中長期的な対応について提案をする。

### (4) 豪雨等により林道が損傷している場合や積雪時など、車両の通行が不能である、もしくは通行の安全が確保できない場合には、その地点を調査の終点とする。

### (5) その他維持管理

点検調査の際、対応可能な軽微な林道施設の維持管理及び安全施設の整備等について、必要に応じて補修及び刈り払いを行うこととする。

## 4. 調査報告書等

外業（点検作業）が終了したときは、点検延長や点検施設数等、実行数量についてとりまとめ、速やかに監督職員へ報告すること。

調査結果をとりまとめ、業務実施結果報告書を作成する。業務実施結果報告書には、業務日誌、林道等調査・点検野帳等及び点検写真帳を添え、報告内容に林道施設の維持管理及び安全施設の整備等に関する当面必要な対策及び中長期的な対応についての提案を含むものとする。作成部数は、紙及び電子媒体でそれぞれ2部（1部は署単位で作成）とする。

作成が完了したら、対象路線を管轄する森林管理署等の林道担当者へ業務実施結果報告書により調査結果等を報告、確認を受け、対象全署からの確認を受けたら、局へ完了報告書を添え業務実施結果報告書を提出するものとする。

また、点検調査の際、森林管理局、署等が別途中間報告を求める場合がある。

## 5. その他

自然災害等の不測の事態が発生した場合にあっては、森林管理局署等が別途指示を行う場合がある。

本業務における旅費交通費の取扱いについては、令和8年1月9日付け7林整計第370号「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領」及び令和8年1月13日付け7東治第192号「調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱いについて」に準じて積算するものとする。

・令和8年1月13日付け7東治第192号

[https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu\\_osirase/attach/pdf/koubai\\_nyuusatu\\_osirase-127.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/attach/pdf/koubai_nyuusatu_osirase-127.pdf)

・令和8年1月13日付け7東治第192号（一部改正）

[https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu\\_osirase/attach/pdf/koubai\\_nyuusatu\\_osirase-138.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/attach/pdf/koubai_nyuusatu_osirase-138.pdf)

契約締結後、発注者より「滞在して業務を行う場合」の区分となる旨通知があった場合は、受注者は業務計画書に滞在の有無等を記載して監督職員に提出するものとする。また、履行期間終了日の30日前までに、宿泊者の実績が分かる報告書（宿泊実績報告書；様式1）、通勤旅費実績報告書（滞在与通勤が混在する場合；様式2）に、滞在した場合は実際に支払った宿泊証明書類（領収書等）を添付のうえ、監督職員に提出するものとする。

なお、上記によりがたい場合については、受発注者間で協議のうえ決定することとする。

様式1

【記載例】

宿泊実績報告書

業務名：\_\_\_\_\_

| 氏名    | 滞在期間            | 従事業務          | 宿泊日数<br>(日) | 宿泊単価<br>(円) | 宿泊費計<br>(円) | 備 考          |
|-------|-----------------|---------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 〇〇 〇〇 | R8. 2. 1～2. 7   | 測量業務          | 6           | 9,000       | 54,000      | 朝食6回<br>夕食0回 |
| □□ □□ | R8. 2. 1～2. 7   | 測量業務          | 6           | 9,000       | 54,000      | 朝食6回<br>夕食0回 |
| △△ △△ | R8. 2. 1～2. 7   | 測量業務          | 6           | 9,000       | 54,000      | 朝食6回<br>夕食0回 |
| 〇〇 〇〇 | R8. 2. 20～2. 22 | 設計業務          | 2           | 8,000       | 16,000      | 朝食0回<br>夕食0回 |
| □□ □□ | R8. 2. 20～2. 22 | 設計業務          | 2           | 8,000       | 16,000      | 朝食0回<br>夕食0回 |
| 〇〇 〇〇 | R8. 3. 17～3. 18 | 設計業務<br>(打合せ) | 1           | 10,000      | 10,000      | 朝食1回<br>夕食1回 |
| □□ □□ | R8. 3. 17～3. 18 | 設計業務<br>(打合せ) | 1           | 10,000      | 10,000      | 朝食1回<br>夕食1回 |
| 合 計   |                 |               | 24          |             | 214,000     |              |

(注) 1 氏名は、業務計画書に記載した技術者（再委託先を含む）であること。  
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。  
 3 備考は、宿泊施設において提供される朝・夕食を食べた回数を記載する。

様式2

【記載例】

通勤実績報告書

業務名：\_\_\_\_\_

| 通勤による業務日        | 従事業務      | 備 考 |
|-----------------|-----------|-----|
| R8. 2. 9        | 測量業務      |     |
| R8. 2. 1～2. 7   | 測量業務      |     |
| R8. 2. 1～2. 7   | 設計業務      |     |
| R8. 2. 20～2. 22 | 設計業務（打合せ） |     |
|                 |           |     |
|                 |           |     |
|                 |           |     |
|                 |           |     |

(注) 1 通勤による業務日は、業務日ごとに記載する。  
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。

林道の位置の確認や資料作成のための貸与図面として国有林野施業実施計画図を下記に示す東北森林管理局ホームページの該当ページからダウンロードできるので必要に応じて利用すること。

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/kokuyuurinzen.html>